

東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例
見守り・検証会議条例

(設置)

第1条 東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例（平成25年東村山市条例第27号。以下「基本条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、基本条例の施行状況について見守り、及び検証するため、東村山市みんなが進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議（以下「見守り・検証会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 見守り・検証会議は、市長の諮問に応じ、東村山市の施策が基本条例に沿って行われているかどうかについて検証し、答申する。

2 前項に規定するもののほか、見守り・検証会議は、基本条例の施行に関し必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(構成)

第3条 見守り・検証会議は、市民及び学識経験者の中から市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 見守り・検証会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、見守り・検証会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 見守り・検証会議の会議は、会長が招集する。

2 見守り・検証会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 見守り・検証会議の庶務は、経営政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、見守り・検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、基本条例の施行の日から施行する。